この場合において、市町村は、㈠で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」（平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表）において目標年次としている平成二十九年度末までに、㈠により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

市町村は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

なお「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする。

ア　法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　特定教育・保育施設

ウ　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども　年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

(2)　市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア　市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）は、児童福祉法第三十四条の十五第五項の規定により、地域型保育事業に関する認可の申請があった場合において、当該地域型保育事業を行う者が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下イにおいて同じ。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該認可申請に係る地域型保育事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

イ　子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可申請に係る需給調整

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、地域型保育事業(1)により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があったときは、市町村長は、認可申請に係る地域型保育事業所が所在する教育・保育提供区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。この場合において、法第二十条第四項に規定する支給認定（以下「支給認定」という。）を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、市町村は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る地域型保育事業所の認可を行うことが望ましい。

3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

㈠　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（市町村子ども・子育て支援事業計画において地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第三に掲げるものをいう。別表第一において同じ。）を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

量の見込みを定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、地方版子ども・子育て会議においてその算出根拠を調査審議するなど、量の見込みの算出根拠の透明化を図ること。

㈡　実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、㈠により定めた各年度の量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、引き続き子どもの健全育成を図る中核的な活動拠点である児童館や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進することが必要である。